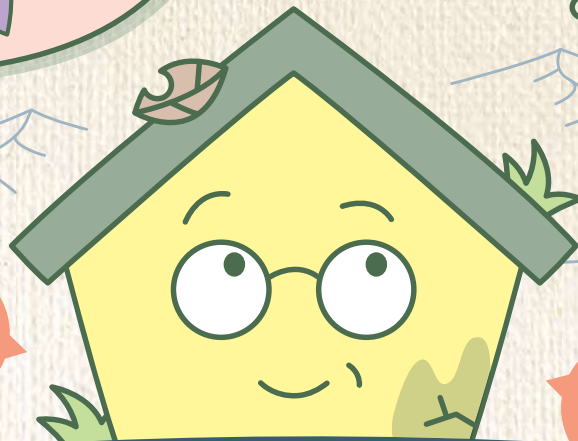
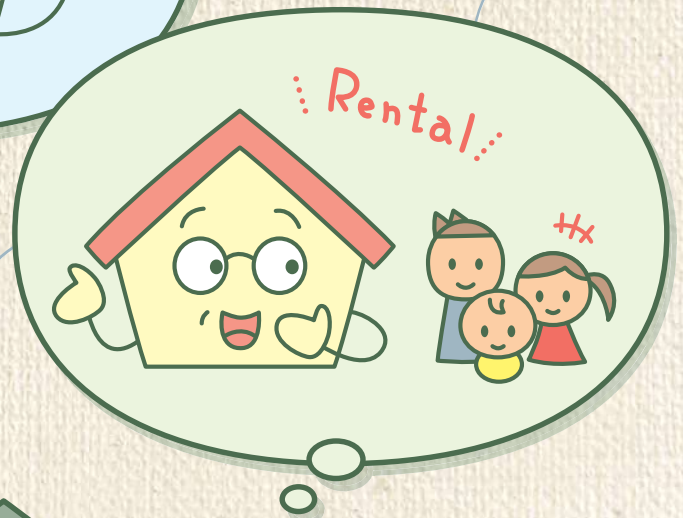
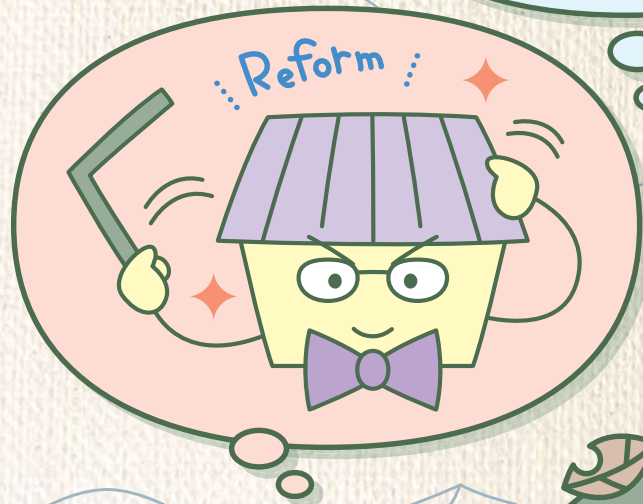
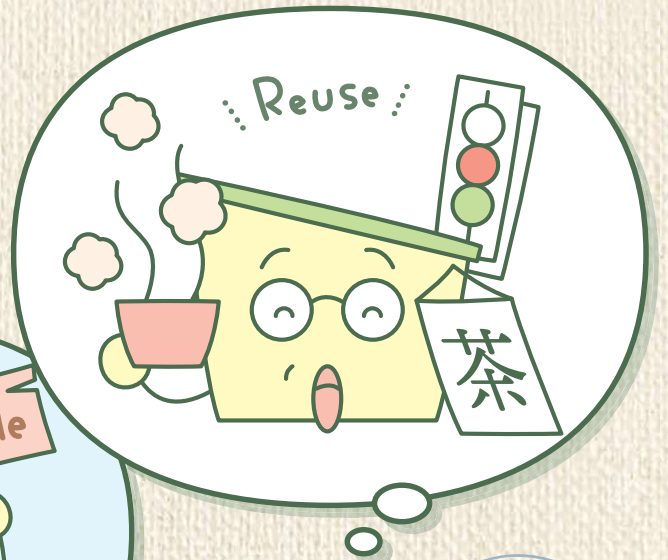


# どうする？うちの空き家



2026年  
保存版

玉野市 空き家の手引き

玉野市 × 株式会社サイネックス

書類申請や近隣への対応もお任せください！

見積り  
無料

# 解体工事 ごみ処理

一般  
家屋

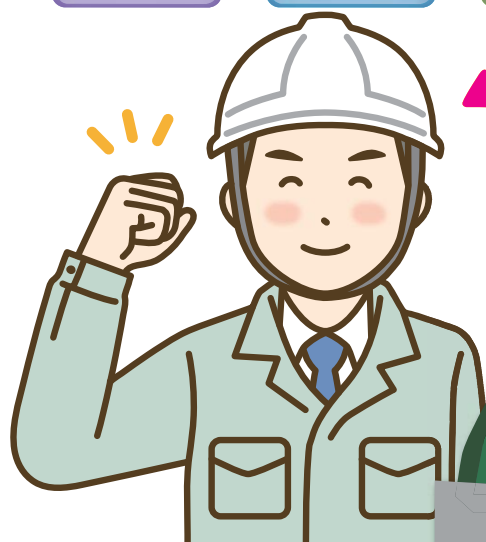
倉庫

車庫

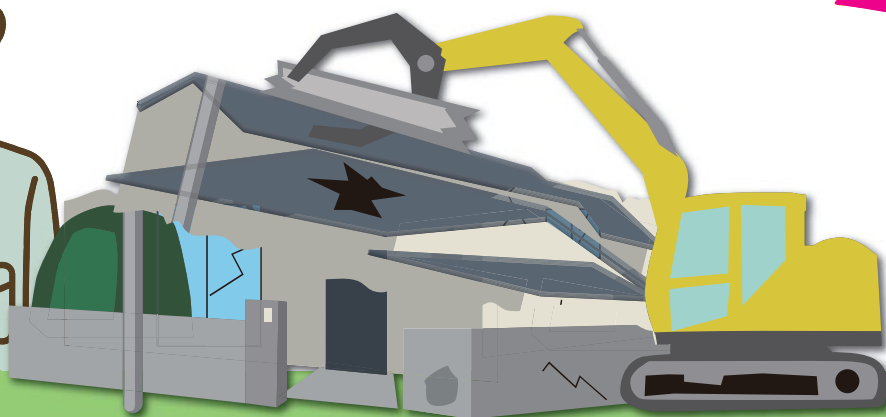
家庭  
ごみ

引越  
ごみ

粗大  
ごみ



親切ていねいに対応！！



一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業、解体工事業



## 株式会社 正岡

〒706-0315 玉野市後閑1475-3



**0863-41-2887**

営業時間

平日 8時～17時

(第2・4土曜/日曜 休)

まずは、お気軽にお問い合わせください！

# 玉野市 空き家の手引き



令和8年3月発行

玉野市役所 都市計画課  
TEL.0863-32-5538  
MAIL.toshikeikaku@city.tamano.lg.jp

## 発行

玉野市／株式会社サイネックス

## 制作

株式会社サイネックス  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3333(大代表)

## 広告販売

株式会社サイネックス 山陽支店  
〒720-0812 広島県福山市霞町1-8-15  
TEL.084-982-5557

※掲載している広告は、令和8年2月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

## もくじ

- 「空き家」を放置していませんか? ..... 2
- 空き家について考えてみましょう! ..... 4
- 空き家を所有することになったら ..... 6
- 空き家を管理できない場合には ..... 8
- 売却のこと ..... 10
- 賃貸のこと ..... 11
- 解体のこと ..... 12
- 空き家バンク ..... 13
- 空き家等に関する補助事業 ..... 14

〈 広 告 〉



総合建設業  
**玉野土建株式会社**

解体からリフォーム・リノベーション・古民家再生etc  
何でもご相談ください

玉野市宇野4丁目10番10号  
**Tel.0863-31-5221**





# 「空き家」を放置していませんか？



## 空き家とは

継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

### 空き家放置のリスク



玉野市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「玉野市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

**隣地・道路への樹木の越境**  
通行の妨げ

**土台や柱の腐食や亀裂**  
倒壊・崩落の危険

**屋根瓦や外壁の劣化やズレ**  
落下・飛散事故の恐れ

**窓ガラスの破損や扉の損傷**  
不法侵入・不法滞在

**雑草の繁茂や落ち葉の飛散**  
害虫・害獣の繁殖

**ごみや可燃物の放置・散乱**  
不法投棄・放火のリスク

空き家の管理責任は**所有者**にあるよ！

空き家リポーター  
【りのにゃ〜】

詳細は右ページ →

空き家を放置していると、**固定資産税が最大6倍になる!?**

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。  
また、法改正により勧告対象が拡大しています。

〈広告〉

## 地球とみんなの未来

家庭・オフィス etc.

かたづけ 資源 リサイクル

# 株式会社 藤原商店

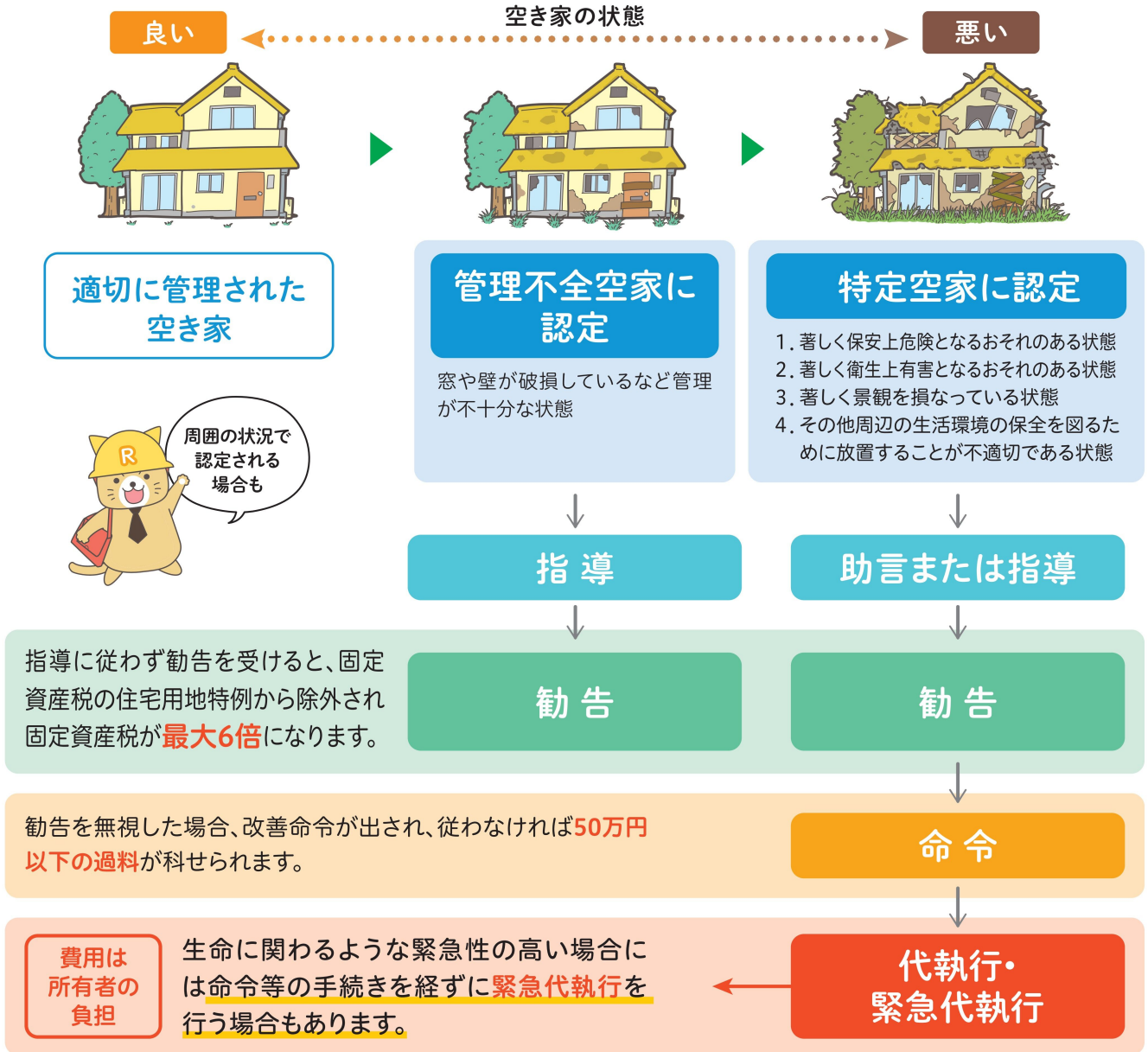
産業廃棄物・古紙・家電  
リサイクル収集運搬処理

〒706-0223 玉野市八浜町波知20-1

TEL.0863-51-2139 FAX.0863-51-2182

# 空き家を放置し続けると…

## 空き家の状態の確認



〈 広告 〉

# 任せてほしい、その解体

建物解体工事業/総合建設業/産業廃棄物収集運搬処分業



〒710-0842 岡山県倉敷市吉岡293-1

TEL:086-424-6429 FAX:086-421-9190



＼HPIはこちら／





# 空き家について考えてみましょう!



## 空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは  
何ですか?



我が家の  
将来について  
考えましょう!

空き家を  
所有すること  
になりました

空き家の  
使い方を  
考えましょう!

P6・7  
参照

P6・9  
参照

次世代への  
引き継ぎについて事前に  
考えましょう!

空き家の  
所有者には管理責任が  
あります!

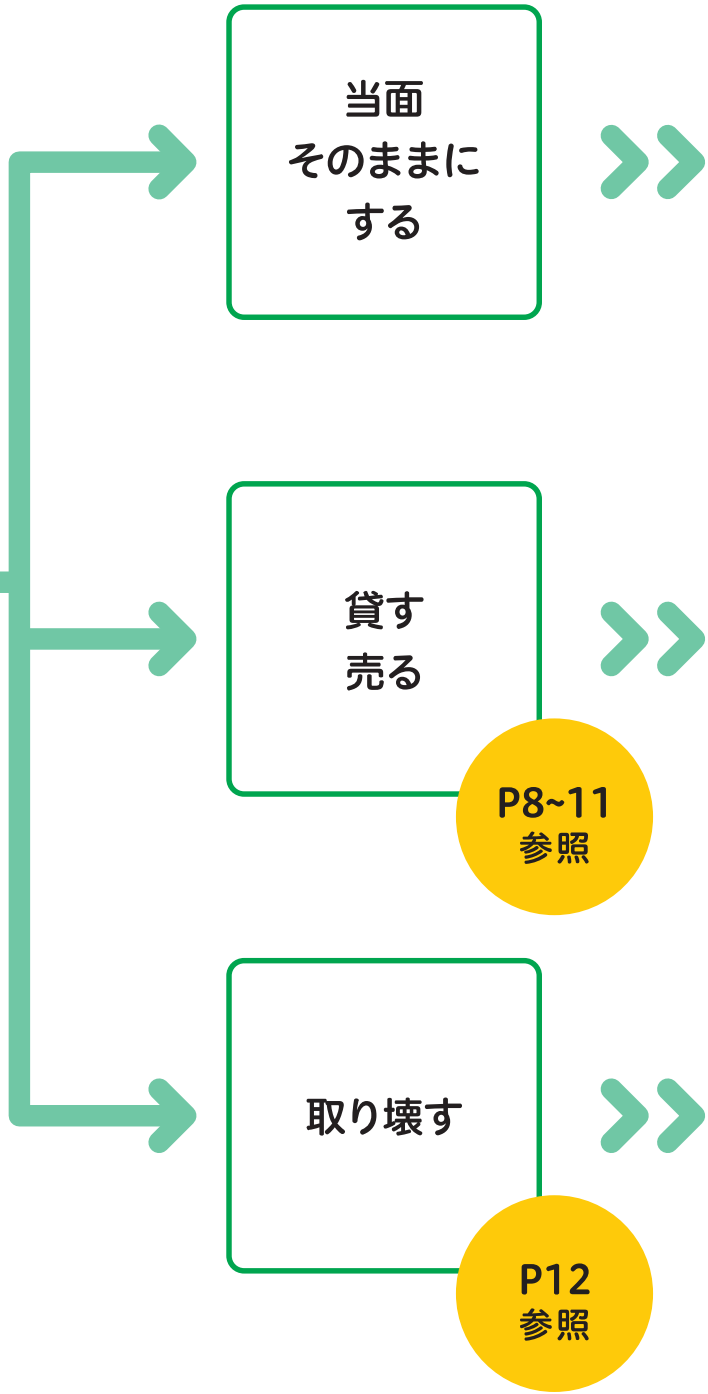
家財処分、  
相続等について  
知りましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を引き継いでもらいたいかなどを明確にしておくことで、残された家族が悩んだり、争うことがないように準備することが重要です。

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。  
空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

空き家の使い方を決めるにあたっては家財の処分や相続手続き等の理解を深めることが重要です。また売却や賃貸の可能性のある場合には、事前に相談する不動産や空き家バンクについて調査しましょう。





**適切な管理を！**

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



**有効に活用しましょう！**

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



**壊すことも管理の一つ！**

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。





# 空き家を所有することになったら



## 相続登記をしよう

**問** 岡山地方法務局 **住所** 岡山市北区南方1丁目3番58号 **TEL** 086-224-5658

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などの支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

### PROCESS 01 必要な情報を収集しよう。

- 法務局にて 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得
- 各市町村にて 固定資産全部証明書・名寄帳等を取得
- 各市町村にて 相続人確定のための戸籍証明書を取得

### PROCESS 02 相続人全員で話し合しましょう。

遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意がなければ無効となりますので注意が必要です。遺言書などにより相続する人が決まっている場合は、協議は不要です。



遺産分割協議

### PROCESS 03 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

### PROCESS 04 法務局の審査を経て、問題がなければ相続登記が完了します。

#### 戸籍証明書の請求が便利になりました。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- 本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地に分かれていても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求可能!



法務省広域交付案内



< 広告 >

ご葬儀から

家族葬

直葬

納骨堂

海洋散骨

アフターサポートまで 24時間受付 0120-25-7778

# なかつか セレモニー中務

玉野市田井4-21-14



# 法定相続

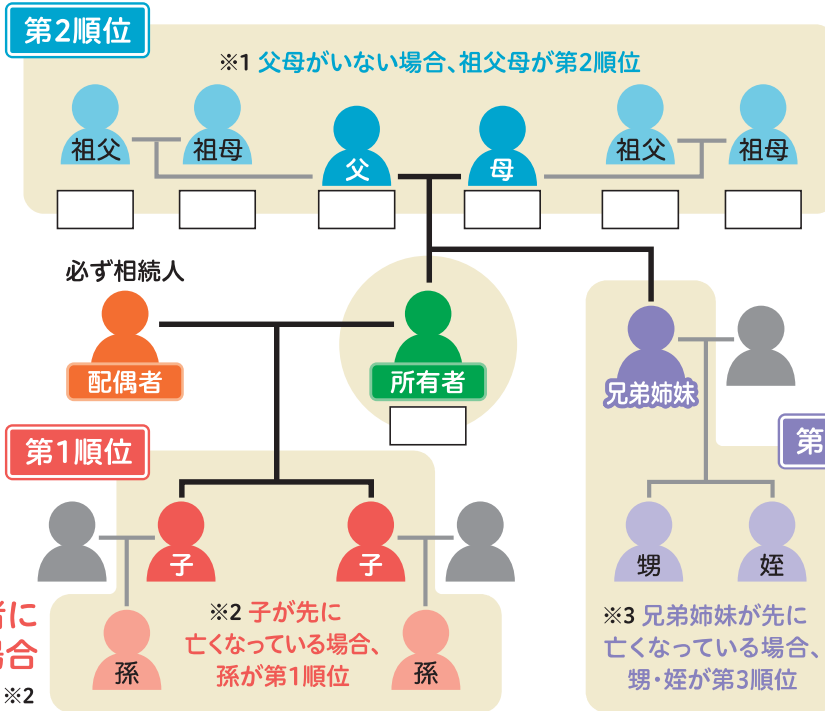
## 基本的な相続の順番は？

基本的な相続の順番は、下図ようになります。

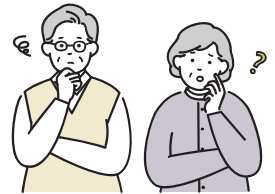
遺産は、まず「第1順位」の相続人に相続権があり、子がない、または相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

所有者が亡くなった場合

### 法定相続人（相続関係図の例）



所有者に子がない場合  
配偶者と父母※1



子ども父母もいない場合  
配偶者と兄弟姉妹※3

所有者に子がいる場合  
配偶者と子※2

CHECK

### 空き家に関する相談への対応

玉野市では、空き家の利活用や解体に関するご相談を受け付けています。活用をお考えの方には、空き家バンクへの登録方法や利用の流れをご紹介します。ご相談内容に応じて、関係機関への案内など、適切に対応いたします。空き家に関するお悩みは、どうぞお気軽にお問い合わせください。



相談窓口 都市計画課 都市整備・空家対策係 TEL 0863-32-5538





# 空き家を管理できない場合には



## 空き家の売却、賃貸を検討しよう

今後使用する予定がなく、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



### 売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



### 売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう

#### → 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

#### → 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



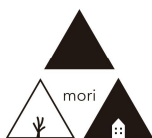
### 売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



〈広告〉



不動産のことなら

# 株式会社 森総合事務所



営業時間 平日 8:30~17:30  
土曜日 10:00~17:00

休業日 日・祝日・第三月曜日

宅地建物取引業  
岡山県知事免許(5)第4811号  
建物の解体・清掃・廃棄物処理

TEL.0863-81-7775 〒706-0021 岡山県玉野市和田7丁目3-8

## ① 売却・賃貸のヒント

どこの不動産業者に相談すれば  
よいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談して  
みては…

売却するのに費用負担が難しい  
場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動  
産業者に相談してみては…

耐震改修済み、リフォーム済み  
をアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※  
として売却を検討してみては…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



借地で空き家が売却できない  
場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討して  
みては…

古くて貸せるか悩んでいる場合  
には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸でき  
ないか不動産業者に相談してみては…

狭小土地や接道  
不良土地で売却が  
難しい場合には？

隣の家に買ってもら  
えないか提案してみ  
ては…



CHECK



### 相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



法務省





# 売却のこと



## メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が必要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避

## デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

## 🔗 専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

### 01 不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



### 02 物件調査

不動産業者が売却予定物件を調査します



### 03 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



### 04 媒介契約の締結

不動産業者に売却を依頼します



### 05 広告

販売活動を行います



### 06 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



### 07 売買契約の締結

契約条件など合意ができたなら契約



### 08 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



< 広告 >

お気軽に御相談下さい(売買・賃貸)

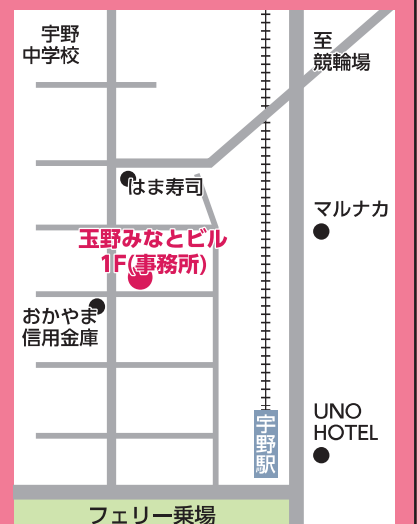


ホームメイトFC 岡山玉野店  
株式会社 玉野みなと不動産

☎(0863) 33-3070

玉野市築港 2-1-8-1F

<https://www.minato2103.com>





# 賃貸のこと



## メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる

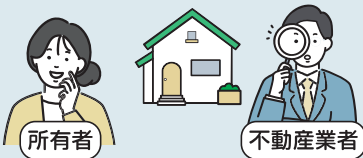
## デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる

## ① 相談から賃貸までの流れのイメージ

### 01 不動産業者に相談

物件の調査も行います



### 02 物件調査 (リフォームをする場合)

- ・建築士等が賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成

※リフォームを行わない場合は04へ



### 03 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



### 04 媒介契約の締結

不動産業者に賃貸の仲介を依頼します



### 05 賃貸契約の締結

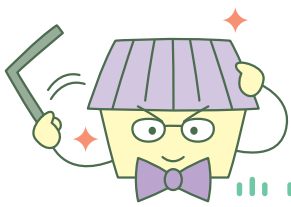
不動産業者の仲介により入居者と契約



### 06 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか? 不動産業者に依頼するのか? 相談してください





# 解体のこと



## メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要

## デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の軽減措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある

## 💡 相談から解体までの流れのイメージ

解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。  
解体後の土地利用も一緒に考えます。

複数業者に！



### 01 解体業者に相談

見積り依頼を行います



所有者

建築士等

### 02 物件調査

建築士等が現地調査します



建築士等

### 03 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



### 04 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し、**建築士等**と契約します



建築士等

### 05 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



建築士等

### 06 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分



所有者

### 07 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう(解体業者が代行する場合があります)

### 08 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います

⚠️ 解体した建物は、滅失登記をしましょう

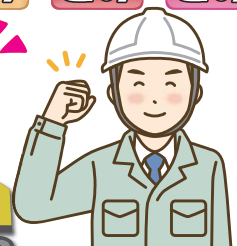
< 広告 >

書類申請や近隣への対応もお任せください！

**解体工事**  
**見積り無料**  
**ごみ処理**

一般家屋 倉庫 車庫 家庭ごみ 引越ごみ 粗大ごみ

親切でないに対応！



一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業、解体工事業

〒706-0315 玉野市後閑1475-3

**株式会社 正岡**

**0863-41-2887** 営業時間 平日 8時~17時  
(第2・4土曜/日曜 休)

まずは、お気軽にお問い合わせください！



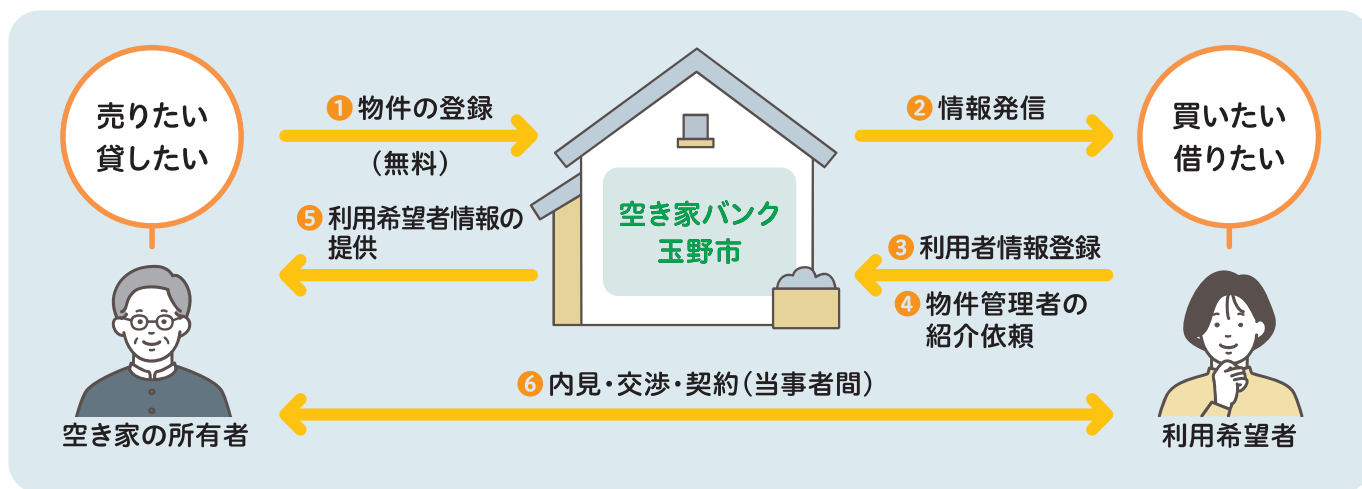
# 空き家バンク



## 住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

### ① 空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は玉野市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



### 登録について

- 登録費用 無料
- 登録には申請書等の提出が必要

### 登録するメリットは？

- 家財処分補助や改修補助等が受けられます。
- インターネットで全国に発信

### どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家 (長屋、アパートは対象外)
- 土砂災害等の恐れのある危険な場所に立地していない家
- 登記済みの家

〈 告 告 〉

## 不動産・商業施設・売買・賃貸の仲介土地活用のご相談は是非当社へ



## 株式会社正岡コンサルタント

宅地建物取引業 国土交通大臣(6)第6064号

■ 本社 / 玉野市後閑1475-3  
TEL: 0863-41-2151

■ 福山支店 / 福山市引野町3丁目23-6  
TEL: 084-940-4311

■ 岡山支店 / 岡山市南区箕島953-11  
TEL: 086-239-7201



# 空き家等に関する補助事業



## 玉野市の補助金について (令和8年3月現在の補助制度)

玉野市では、家屋の除却や改修等に対する補助事業を実施しています。  
補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は担当までご連絡ください。

### 玉野市空き家改修事業補助金について

「少し手を加えれば住むことができるのに」そんな物件を活用するために、空き家改修費用を補助する制度があります。



#### 補助対象となる条件等

##### 補助対象者(申請者)

以下の全てに該当する方

※共通要件に加え、「基本」または「拡充」のいずれかの要件を満たす必要があります。

##### ● 共通要件(基本・拡充共通)

- ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者または利用登録者(登録者同士が2親等以内の親族でないこと)のうち次の条件を満たす方
- ・申請日から1年以内に玉野市空き家情報提供制度を通じて住宅を購入、受贈または貸借した方(一の補助対象住宅につき1回限り)
- ・申請年度の1月末日までに実績報告書提出の見込みがあるもの
- ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものも含む)でない方
- ・市税等の滞納がない方
- ・市内の施工業者を利用して改修工事を行う方

##### ● 基本

- ・補助金の交付を受けた日から3年以上継続して補助対象住宅に居住することを誓約できる方

##### ● 拡充

- ・購入、受贈した方が移住者(注)
- ・補助金の交付を受けた日から起算して10年以上継続して補助対象住宅に居住することを誓約できる方
- ・耐震基準に適合していること
- ・居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上の空き家の改修を行うもの
- ・補助対象住宅以外に市内に自己の居住の用に供する住宅を所有していないこと

(注)移住者:市外から市内に転入しようとする者で現に継続して3年以上市外に住所を有している者又は既に本市に転入している者であって、本市へ転入した際に継続して3年以上市外に住所を有し、かつ、本市に転入後3年未満である者

##### 補助対象となる工事

- ・住宅の増・改築工事
  - ・浴室、台所、トイレのリフォーム
  - ・給排水、電気、ガス設備工事
  - ・屋根、外壁の改修工事
- ※車庫、物置等の設置工事や、門塀、塀等の外構工事など、住宅本体以外の工事は対象になりません。

〈 広告 〉

草刈り

お手入れ

伐採

外構リフォーム

土地造成

不用品回収

家屋解体

## お庭・家屋のお困りごと ご相談ください!

# 有限会社ニワヨシ

建設業知事許可(般-4)第16695号  
玉野市胸上1622  
TEL:0863-41-1258/FAX:0863-41-2173  
担当者携帯:090-9065-3221

### 補助金額

- 基本  
補助対象経費の2分の1(千円未満の端数切捨)  
補助限度額は50万円
- 拡充(基本に加えて一定条件が加わります)  
補助対象経費の3分の2(千円未満の端数切捨)  
補助限度額は100万円

### 注意事項

- ※不正があったときなどは、補助金の一部または全額を返納していただきます。
- ※補助金を受けるには着工前に申請が必要です。事前にご相談ください。

## 玉野市空き家家財等処分支援事業補助金

玉野市では、市内空き家の利活用を促進するため、玉野市空き家バンクに登録していただいた空き家を対象に家屋に残っている家財等の処分及び搬出にかかる費用の一部を助成します。

### 補助対象となる空き家等

玉野市空き家バンクに登録している物件

#### 補助対象者(申請者)

以下のすべてに該当する方

- ・玉野市空き家バンクに登録している空き家等の所有者
- ・補助金の交付決定を受けた日から3年以上、玉野市空き家バンクへの登録を継続する方
- ・市税等に滞納のない方

#### 対象経費

玉野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、実施した空き家に残っている家財等の処分及び搬出に要する経費

#### 補助金額

補助対象経費の2分の1(千円未満の端数切捨)  
補助限度額は10万円

#### 申請期限

申請年度の1月末まで  
※予算額に達しだい終了



## たまのの住宅活用奨励金

問 玉野市役所 シティプロモーション推進課 移住定住推進室 TEL 0863-32-5580

空き家バンクへの物件登録を促進するために、空き家バンクに登録された物件がたまのの認定移住者(※)の方に売買又は賃貸借された場合、物件所有者の方に奨励金を交付します。

#### 奨励金支給条件

以下のすべてに該当する方

- ・空き家の所有権を有し、当該物件の固定資産税の納税義務者である
- ・契約の相手方と3親等以内の親族でない
- ・現住所地の市区町村税の滞納がない
- ・暴力団員と密接な関係を持っていない

#### 奨励金額

最大5万円

- 売買契約の場合: 契約金額×1/20
- 賃貸借契約の場合: 契約期間の家賃総額×1/5

(※)たまのの認定移住者:玉野市が認定した本市への移住希望者



# 玉野市空家等除却事業補助金について

適切な管理が行われていない空家は、地域住民の防災、衛生、景観等の生活環境に影響を及ぼします。玉野市では、一定の条件を満たす空家等の除却(解体)工事にかかる費用の一部を補助します。

## ① 補助対象となる空家等

- ①玉野市内に存在すること
- ②空家等の物的状態がそのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあり、玉野市が判定により認めるもの
- ③居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上のもの

### 補助対象者(申請者)の要件

以下の全てに該当する方

- (1)補助対象空家等の所有者(個人)、所有者の承諾を得た個人、その他正当な権限を有する個人
- ※この補助制度は個人を対象としており、法人は申請できません。
- (2)市税を滞納していない方
  - (3)暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものを含む)でない方

### 補助対象となる工事の要件

以下の全てに該当するもの

- (1)建築物およびこれに附属する工作物の全部の撤去にかかる工事であること
- (2)市内施工業者(注2)が行う建築物の除却工事であること  
(注2)市内に本社、本店、支店、営業所等の活動拠点を置き、建築関連業務等を営むもの
- (3)他の制度等により補助金の交付を受けていない工事であること
- (4)申請年度の1月末までに実績報告書提出の見込みがあるもの

### 補助金額

補助対象経費の3分の1(千円未満の端数切捨)  
補助限度額は50万円

### 補助金申請にあたっての注意事項

- ①既に完了した工事、着手した工事、交付決定を受ける前に行った契約による工事は、補助の対象となりませんのでご注意ください。
- ②申請者、見積書及び領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同じであること。
- ③住宅の除却後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税などの税金があがることがあります。
- ④除却後は、家屋の滅失登記、市税務課へ滅失届出など各種手続を行ってください。



< 広告 >

～真心込めて施工します～

土木・下水道・水道指定工事店・管更生



# 株式会社合田建設

建設業許可 岡山県知事許可第6916号 / 宅地建物取引業者 岡山県知事許可第5506号 / 3SICP技術協会

TEL.0863-71-0921 〒706-0132  
FAX.0863-71-4330 玉野市用吉1679-1



HP



Instagram

岡山を代表する企業

Best 100 Companies Selected By Made In Local



# 空き家や相続された不動産の管理など お困りではありませんか？

**賃貸** **管理** **売却** **買取**

建築、税金、法律など一部、専門業務は提携企業もご紹介致します！

◇一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております◇

- ✓ 空き家、空地の管理に困っている不動産がある
- ✓ 施設に入居して、自宅が空き家になるかもしれない
- ✓ 売りたいけど、どうやって人に貸すか分からない
- ✓ 売りたいけど、荷物や古い建物があって困っている
- ✓ 不動産や相続に関する税金のことで悩んでいる
- ✓ 不動産に関して相談できる人がいなくて困っている



## 相談無料



ご不用品の撤去、解体、不動産売却まで一括でサポートいたします！  
空き家・空地・相続物件のご相談、お気軽にお問い合わせください！

 **0863-88-9058**



## 玉野市地域密着の不動産会社

### ITO REAL ESTATE

イトー・リアルエステート

有限会社 玉野プレス 不動産部

〒706-0315 岡山県玉野市後閑1472-28 FAX: 0863-41-1813 メール: info@ito-real-estate.com

営業時間 9:30~18:00 (定休日: 火曜日、水曜日、祝日及び年末年始)

免許登録 宅地建物取引業 岡山県知事免許(2) 第5657号



玉野市

どうする？

うちの空き家

